

**岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム
ワーキンググループ活動支援補助金交付要綱実施細則**

(総則)

第1条 この細則は、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアムワーキンググループ活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2条 要綱第6条第1項の規定による補助金交付申請は、別記第1号様式により行うものとする。

(事業の事前着手)

第3条 要綱第7条第2項の規定による事前着手理由書は、別記第1号の2様式により提出するものとする。

(決定通知)

第4条 要綱第10条の規定による補助金の交付決定通知は、別記第2号様式により、また、不採択決定通知は、別記第2号2の2様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要綱第11条の規定による申請の取下げは、別記第3号様式により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第6条 要綱第14条第1項の規定により、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けようとする事業計画の変更の承認申請等は、次の各号に定めた様式により申請又は報告を行うものとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 一 補助事業内容（経費の配分）変更承認申請 | 別記第4号様式 |
| 二 補助事業中止（廃止）承認申請 | 別記第5号様式 |
| 三 補助事業遅延等報告 | 別記第6号様式 |

(状況報告)

第7条 要綱第15条の規定による補助事業の遂行の状況報告は、別記第7号様式により行うものとする。

(実績報告)

第8条 要綱第18条第1項の規定による実績報告は、別記第8号様式により行うものとする。また、要綱第18条第2項の規定による事業完了届は、別記第8号の2様式により、提出するものとする。

(額の確定)

第9条 要綱第19条の規定による額の確定の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金交付請求書)

第10条 要綱第21条第2項の規定による補助金交付請求書は、別記第10号様式により提出するものとする。

(財産の処分制限)

第11条 要綱第24条第1項の規定により、理事長の承認を受けようとする財産処分申請は、別記第11号様式により行うものとする。

2 要綱第24条第1項第1号に規定する財産は、1件当たりの取得価格又は価値の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 理事長は、要綱第24条に規定する財産処分に係る承認をした場合において、当該承認に係る財産の処分は残簿価格にて行うものとし、補助事業者に対し、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に納付させるものとする。

4 要綱第24条第2項に規定する台帳は、別記第11号の2様式のとおりとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 要綱第26条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

附則

この細則は、平成26年9月8日から施行する。

附則

この細則は、平成28年5月31日から施行する。

附則

この細則は、平成29年3月2日から施行する。

附則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この細則は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。